

「学制」前文（明治五年）の再検討

竹中暉雄

はじめに

「学制」は、近代日本最初の教育法令である。しかしその準備をした学制取調掛の一二名が、実際にどのような仕事をしたのかについては、審議過程を記録する関係史料が出てこないために未解明のままである。一八七三（明治六）年の皇居炎上の際に太政官文書の「過半」が焼失し、また文部省保管資料の多くも一九二三（大正一二）年の関東大震災で失われてしまったが、関係史料はそのときに焼失したのではないかと考えられている。焼失したのであれば、残念ではあるが致し方のないことである。けれども学制取調掛自身が「学制」起草に関する文書や回想記録をほとんど残さず、また人に語った形跡もあまりないことは、どうにも不思議である。あたかも「学制」のことにはでなければもう触れたくないかのようなようである。

そこで本稿では、現在までのところ学制取調掛の活動に関する具体的状況を窺うことができる唯一の文書からその状況を推測したうえで、「学制」前文の文章上および内容上の諸問題について考察する。「学制」の条文上の齟齬や不統一は従来から指摘されていたことであるが、条文と同様の問題は前文にもあったのである。「学制」の混乱は、起草場面での混乱を仮定して初めて理解できることである。

そして前文の問題点は、英訳文と比較対照すればなおよく見えてくる。当時の文部省自身、前文に含まれる虚偽や誇張に困っていたことが、その英訳の仕方から分かってくる。

最後に、明治新政府がその教育面での出発に当たり、当然主張すべきことでありながらも、「学制」前文で〈私的利益的のための教育〉という理念を採用したために主張できなくなってしまった諸理念について考察する。

一 学制取調掛の仕事をめぐる

学制取調掛の伝記類や人物研究においては、いまもなお「学制」起草に関する明確なことが分からない。全員に伝記の類があるわけではないが、例えば取調掛の筆頭である仏学者・箕作麟祥の伝記ではどうか。明治四年に文部省出仕、文部大教授、文部少博士に任ぜられたことの記述はあっても、学制取調掛については任ぜられたことすら記述されてい^①ない。内閣修史局が各自に提出させた履歴書に基づいて編集した『百官履歴』に学制取調掛で掲載があるのは箕作と内田正雄だけであるが、箕作の履歴の明治三年〜二年は「中略」となっているので学制取調掛に関する記述はない^②。最近の研究では、箕作が「学制」に「唱歌」（小学）と「奏楽」（下等中学）を取り入れたのは、当初から実施の意図もなく「面目上」採用したにすぎないとする説への反論がある^③。しかし起草責任者としての「学制」

への関与は未だ明らかではない。

長谷川泰の伝記にも、何の記述もない⁴。河津祐之についての最近の研究では、彼が箕作や辻新次らと「翻訳起草の側面（側面）で中心的な役割」を果たし、特に河津が翻訳した「仏国学制」は「学制」起草の参考にされ「大きな影響を与えたと言われている」⁵と評価されている。しかしやはり「学制」起草に貢献したことへの河津自身による記録は見つからないようである。

西潟（にしかいたる）訥は、「学制」前文といくつかの類似点をもつ重要な文書（大隈宛「建白書」）や大木文部卿宛の「学制改革要項（仮題）」を残している⁶ので、彼の出身地・新潟県で編集された近年の人物事典の類において学制取調掛であったとの記述はある。しかし「学制」起草に関しそれ以上に詳しいことは不明である⁶。

内田正雄については、明治四年二月二日「学制取調掛被仰付候事」との記載が『百官履歴』にあるが、続いて明治五年四月二〇日に「免本官」とあり「同日 文部省六等出仕被仰付候事」とある⁷。「学制」発令前のことである。後述するように瓜生寅は、「学制」発令直後の明治五年八月九日に辞任している。これまで学制取調掛が任命された日付については、明治四年二月二日に一名、一九日に一名と史料に基づいて明らかにされてきたが、任が解かれたのがいつかは不明のままである。任務終了後に一斉に解任されたわけではなさそうなので、このことも今後の課題である。

内田正雄に関する最近の一〇七頁に及ぶ詳細な基礎研究においても、残念ながら「学制と内田正雄の関係は不明の域を出ない」という。ただ『輿地誌略』が教科書に指定されていることから、「学制の精神と内田正雄の著作には内的交感（内的交感）が成立した」と評価されている⁸。しかし指定教科書は内外のものを含め数多いので、いちいち「内的交感」の成立と言えるかどうか疑問である。

では文部省に二〇年余りも長期間勤め、「文部省の辻か、辻の文部省か」とまで言われた辻新次の伝記ではどうだろうか。本文では主な事績の第一に明治五年の「小学教則」「中学教則」編成に「参与」したことが挙げられながら、学制取調掛としての記述は一行もない^⑨。その「中学教則」について最近の研究が、辻の大木文部卿宛書簡を紹介している^⑩。「フェルベッキ尽力にて書体も結構ニ相成申候、御覧之上魯王子へ御遣し被下度候」という内容で、「魯王子」とは明治五年九月に日本訪問したロシア皇子のことである。しかしこの研究においても、辻と「学制」との関わりは「教則」を介してしか判明しない。

辻の伝記の年譜には、明治四年「文部卿大木喬任の下に教育制度の創定に参す」、明治五年「学制」第二編の取調及び立案は、君専ら其衝に当る」とあるけれども^⑪、しかし肝腎の辻自身は、「学制」は「江藤新平の」助言に拠る所が甚だ多いとのことである^⑫という、学制取調掛の一員であったとは思えない非常に頼りない回想しか残していないのである。

長茂と瓜生寅については、「学制」に関与したことを自ら示す資料が見つけられているが（後述）、しかし策定にどのように関係したのかはやはり確認できない。

このような状況であるので、別稿「『学制』（明治五年）の教育理念に関する諸問題」（桃山学院大学『人間科学』第三二号、二〇〇六年十一月）で紹介したような、見解の対立が生まれるわけである。つまり学制取調掛は任命からわずか一カ月の急速審議によって「学制大綱（第一次伺）」を起草したという見解（井上久雄）と、それは無理な「推論」であり、学制草案の実際の起草者は、実は大木喬任文部卿とその側近、とりわけ学制取調掛に任命される以前から文部省出仕となっていた長茂と西潟訥とが総括企画者となって逐次起草したのではないかとの見解（倉澤剛）である。

いずれにしても文部省は以前から、イギリス・フランス・オランダ・プロイセン・アメリカなど欧米の教育制度の

調査を開始しており¹⁵、また「学制大綱」第一次伺（明治五年一月）自体が、「万国学制ノ最善良ナルモノヲ採リ内外之便宜ヲ斟酌シ」と述べている。さらに第二次伺（明治五年三月）も「一般人民ノ文明」が国家の「富強安康」であるがゆえにプロイセン国王も人民を督励して就学させていると、外国の例を引き合いに出して述べているところから、「学制」は前文も含め欧米の教育理念・制度の影響を強く受けて起草されたと考えられるのが自然である。「学制」のモデルを単一のものとみることはいかなる意味でも不可能¹⁶であるとも考えられている¹⁴。また明治五年「小学教則」の教科書が示す徹底した「科学重視」の注目すべき現象は、単純に『仏国学制』や『和蘭学制』の影響だけでは片づけることができないほどで、それは「奴隸根情ノ人民」「無学文盲ノ人民」（中村正直）に対する啓蒙家たちの、「民衆啓蒙への熱意」を抜きには考えられなかったという指摘もある¹⁵。

ところが一九二九（昭和四）年には、「学制」は欧米とくにフランスの影響を大きく受けているとの見解に強く反対し、「学制」は長茨が起草した「学制五篇」によるとの主張者が現れていた。しかも「試業法」「給費制度」「経費維持法」「学級制度」などすべて、主として広瀬淡窓の咸宜園制度によるという。この主張者は、淡窓や咸宜園の研究者として有名な中島市三郎である¹⁶。

長茨（三洲）が「学制五篇」というものを著していたということは、彼の墓碑銘や、倉澤剛が長家の史料で確認した長茨自筆の履歴書「五年二月五日 任文部少丞 学制五篇ヲ艸ス」¹⁷で確認できる。しかし彼は学制取調掛として「学制」起草の準備をしていたのであるから、「学制」案を何か作成していたとしても、それ自体は特に不思議なことではない¹⁸。問題は、その「学制五篇」が実際の「学制」とどのような関係にあったか、つまりどれほどの類似性をもつものであったかである。

そういう意味で、中島の以下の文は、「学制五篇」の内容が判明していない以上、あまり論証的ではない。

「学制々定の動機は長芟先生の上書した学制五篇に基因してゐることは既に確かである。長芟先生の上書した学制五篇の内容は全く淡窓先生の宜園制度に準拠したものである。故に明治五年に制定された学制の内容は主として日田の咸宜園制度に拠つたものである」

明治初年は「皇道主義」なのにフランスを真似るなど「あり得ない」とか¹⁹、「此の学制五篇が木戸孝允公によつて採用され」とかも同様で（木戸は当時、岩倉使節副使として海外にいた）、説得的ではない。

中島市三郎はまた、修身教科書として『和語陰陽録』が指定されていることが、「学制」の内容が咸宜園に拠ることを「雄弁に」語っているとも主張している。この書こそ広瀬淡窓の第一の愛読書であつたからである。確かに淡窓は病氣療養中の一九歳のときに同書を読み、「美事を為して天助を祈ろうと思つた」という²⁰。他方文部省は、明治六年四月二九日に、課業書不足という理由もあつて追加の「小学用書目録」を布達しており（布達五八号）、その中の「修身部」三冊のうちには『和語陰陽録』が含まれている。「陰陽」（正確には「陰鷲」とは、「天が冥々の中にあつてひそかに下民を安定すること」（諸橋轍次『大漢和辞典』）「天帝がひそかに人間の行為をみて、禍福を下すこと」（『広辞苑』）である。明の時代の袁了凡がその子に教訓を与えた物語書が『陰鷲録』で、それを江戸中期の無名上人が和訳した²¹。この書が小学校の教科書に指定された背景には、あるいは長の推薦という事情があつたかも知れない。けれども同目録および「小学教則」（明治五年九月文部省布達番外）には福沢諭吉のものを含め洋学系教科書が多数掲載されているのであるから、この一冊のことだけで「学制」の全体が長あるいは咸宜園に拠るなどとはとても言えなかつた。

ところで「学制五篇」はどうか。中島市三郎の論考が興味深いのは、長茨の長男である長壽吉（九州帝国大学法文学部教授）の「序」がそれに付けられていたからである。「学制五篇」を「珍藏」していたが「震災」（一九二三年）のために失ってしまった。しかし「三洲が学制を草するに当りて之を咸宜園の古制に法りたりし事は疑ふの余地なし」という²²⁰。

「学制」のモデルが咸宜園にあるという中島説はその子の中島三夫に引き継がれ、両者の類似点が例えば次のように示されている²²¹。

「被仰出書」——「人々すべてその身を治、知を開き、才芸を長ずることが緊要である。学校はその為にあるのだから自分の立身出世の為にみんな残らず入学せねばならない」

「広瀬淡窓の思想」——「書を読むは日用の為なり、吾が学問するは日用に供せんがためなり（夜雨寮筆記卷二）「我が学問するは唯己が身の為にするなり。己が身に切ならざることとはこれを除き、己に益あることはこれをとる弟子を教ゆるもまたかくの如し」（同卷三）

しかし朱子学派に近い儒学者のいう「己が身の為」の学問、つまり「天命を畏敬し、天意の我に到達せるを自覚し、さらに勉学によってこれを追求する」「敬天」のための学問と²²²、自己の「立身出世」のための学問とを同列に論じることができるかどうかは、はなはだ疑問である。

ところで「学制」草案の全一二二章、そして実際に発令された「学制」全一〇九章も、実際には「大中小学区之事」「学校之事」「教員ノ事」「生徒及試業ノ事」「海外留学生規則ノ事」「学費ノ事」の六部分に分かれており、「五編」で

はなかつた。しかし倉澤剛は長芑がどのように考えて「五編」に区分したかをいろいろ推測して、何れにしても「学制五篇」とは学制草案を「指すものと解すべきである」と強引に断定し、そして長を「総括起草者」と位置づけた²⁵。

「学制」研究において多くの点で見解が対立している倉澤剛と井上久雄であるが、井上は長芑が執筆したとされる『文部省学制原案』（国立公文書館所蔵）を見たうえで、中島市三郎の説に対して「学制原案を分析すれば明らかであるが、学制は長の名文達筆とはほど遠い」との反論を私信（一九六三年一月二日）で寄せていたという²⁶。

それに反論するために中島三夫が、「長が」学制創立を自ら述べた新資料²⁷として挙げているのが、「小生文部二居候時始て学制ヲ創立致候は小生ト同人ニテ設立候事ニ有之候文才も有之翻訳之業ハ大ニ長し居候」との文章を含む品川弥二郎宛書簡（国会図書館所蔵「品川弥二郎文書」分類番号687-1）である²⁸。

文中「同人」とあるのは、瓜生^{うりゅうはしめ}寅のことである。この書簡は、文部の翻訳をしていた瓜生が組織改革で職を失ったので、今度設置された農商務省で使ってもらえないかという就職斡旋依頼状であり、上記引用箇所は瓜生が「十分御用ニ相立候人物」であることを保証する個所である。長と瓜生と二人だけで「学制」を「設立」したというのは事実にも反するが、それだけ瓜生に「文才」があることをよく知っているということを強調するために必要な表現だったのかも知れない。それはともかくとして、学制取調掛であった人物が自ら「学制」への関与を述べている数少ない貴重な史料である。

ところで明治五年四月二八日付として『三洲長芑著作選集』に収録されているこの書簡、極めて奇妙である。なぜならそのころは、長も瓜生もまさに現職の学制取調掛として起草作業の真最中だったからである。書簡自体の日付は「四月廿八日」のみで年の記入はない。状袋の宛名には「品川少輔殿」とある。実は文中に出てくる農商務省が新設されたのは明治一四年四月七日であり、品川は翌年六月一三日に同省の少輔から大輔となっているので、従ってこの書

簡は、明治五年ではなく明治一四年の四月二八日のものであった²⁹⁾。

瓜生寅の「自筆履歴」³⁰⁾によれば、ちょうどこの時期は、明治一二年一月一八日に「工部省御用掛准奏任月給百円大阪鉄道局在勤」となるが二七日には依願退職し、一五年六月二二日に日本鉄道会社に月給一五〇円で雇用されるまでの空白期間に当たっているので、「月俸ハ……七八十円より百円迄にても可」と長が就職斡旋依頼する話と合う。しかしその斡旋も奏功しなかったことになる。不可解なのは、文部省で翻訳の仕事をしていたのに組織改革でその職を失ったという長の説明である。瓜生が文部少教授として文部省編輯局で「著述ニ従事」していたのは、明治四年七月二七日からで、九月二四日に改めて文部少教授に任じられ大学南校教場掛を命じられた。そして一二月二日に学制取調掛に任命され、後述するように明治五年八月九日に文部省を辞職して大蔵省五等出仕となっていた。

既に述べたように、学制取調掛であった長芑が「学制五編」を著したであろうことに特に疑念はない。重要なことは、「学制」の草案や現実の条文とどれほど類似していたかであるが、履歴書の「学制五篇ヲ艸ス」以外に起草の際の下書きもメモ類も残されていないので、そのことは現在のところ確認できない。

しかし「学制」策定を過度に長芑一人の功績にしてしまうと、他の学制取調掛の仕事を見捨てることになるし、そのことはまた同時に、矛盾だらけで条文や見出しの表記さえも未整理、しかも大量の「誤謬」を含んだ「学制」の責任を、漢学・書画の大家であった長芑一人に押し付けることにもなる。「学制」の文章については、「長の名文達筆とはほど遠い」という井上久雄の判断のほうが正当であろう。背景の多様な多くの人間が何か異常な混乱状況のなかで制定を迫られたからこそ、多くのミスがそのままになってしまったのである。

学制取調掛だった人間が、そのことに關して自ら記録を残していたことが確認できるもう一人は、実は長芑が就職斡旋をしていた瓜生寅である。長崎でフルベッキから英学を学んだ福井藩士・瓜生の自筆「履歴」から、関連箇所を

抜き書きすると以下のようになる。

明治四年九月二四日 文部少教授・大学南校教場掛、「是ヨリ教育ノ革新に従事ス」

十一月一日 兼南校事務掛

一二月九日 文部省七等出仕、南校と本省を兼務。「以来学制教則新設ニ従事ス」

明治五年二月一〇日 文務六等出仕、「同日本省事務専務ヲ命セラルル学制既ニ発布教則已ニ成シ故アリ文部ヲ辞ス」

八月九日 大蔵省五等出仕 「印紙ヲ新設ス」

瓜生は他の七名とともに明治四年一二月二日に学制取調掛に任命されたのであるが、そのことの記述はない。しかし一二月九日の項に「以来学制教則新設ニ従事」とある。またこの「履歴」の書き方では、明治五年二月一〇日に文部省を辞職したように読めるが、しかし「学制既ニ発布」とあり、また後述する漢詩の末尾の記述から、辞職は八月九日のことであろう。それにしても八月二日に「学制」が発令された直後に「故アリ文部ヲ辞ス」とはどういうことなのであろうか。

瓜生寅が安政五年（一七歳）から明治四四年（七〇歳）までに作った漢詩の中に、実は「学制」に関連するものが含まれている。このことは山下英一『グリフィスと日本』で紹介されている³¹。そのうちの一篇は、明治四年、瓜生三〇歳のときの「奉命立学制 定教則」という説明を持つものであり、長茨の場合の「学制五篇ヲ艸ス」といった素っ気ない記録とは違って、かなりリアルな資料である。以下の引用は、瓜生寅『梅村枯葉集』写本（前出）に拠っているが、明らかに間違いと思われる文字については、正しいと思われる文字を「」内に併記した。

遙々數百載	戰国存余習	幕府興国学	專為民上級
中興日猶淺	依然猶因襲	所以學問事	高尚只是執
虛文無實用	民庶不欲入	教之非其道	適以破素業
国家布教化	宣〔宜〕因其普及	家無不學子	國無不學区
如斯能事畢	列國可並立	聖明今在上	德化万民協
爰命立學制	教則亦可踏	盛哉文明運	伏竜破其蟄

數百年も続いた 戦国以来の因習残り

幕府が興した学問は 専ら上級民のためのもの

維新後まだ日浅く 因習なお残る

学問をする理由は 高尚のみに捉われ

虚学で実用性なく ために庶民は学ぼうとせず

これを教へても道には合わず まさに生業から外れる

いま国家が教育を広め 宜しくその普及を図るべし

家に不学の子無く 国に不学の地無し

こうなれば為すべきことすべて終わり 列国と並立可能

いまや天子が上にあり 万民の徳化がかなう

ここに命じられ学制を立て 教則にも従うべし

盛んなるや文明巡り 潜みし竜もいま地上へと出ず

倉澤剛が「学制」の「総括起草者」と推定したのは長茨であったが、もう一人「総括企画者」として長とともに重視したのは、大隈宛「建白書」を残していた西潟訥であり³²⁾、西潟有力説に賛同する研究書もある³³⁾。

しかし、この瓜生寅の漢詩もまた、従来の虚学を廃し実学を重視し、民衆のための学問を普及させなければならぬと主張している点、さらにまた「家無不学子 国無不学区」というフレーズを含んでいる点において、「学制」前文との類似性を無視できない。

ところがこの漢詩は「学制」前文とは違って、天皇の国家が教育を普及させ、その目的は列国との並立であり、潜んでいた竜はいま文明世界へと飛躍するという、国家的な視点から論じられている。この点において、第一次・二次の「学制大綱」が国家の「富強安康」のために「世ノ文明」「人ノ才芸」を「進長」させる必要があると論じていたのと似ており、教育の目的を私的利益においた「学制」前文とは大きく異なっていた。

そして明治五年八月二日、「学制」の発令を迎える。瓜生はどうしたか。既に触れたように、その七日後の八月九日に文部省を去って大蔵省出仕となったのである。自筆「履歴」には、「学制既ニ発布教則已ニ成シ故アリ文部ヲ辞ス」とあった。山下英一が「発布を待たずして文部省を辞職」として履歴に「食い違いがある」と記しているのは³⁴⁾、「学制」発令日を「明治五年九月」と誤認しているためである。瓜生寅は「学制」発令のわずか七日後に、どのような「アリ」で文部省を去ったのであろうか。その時の心境を表現したのが、次の漢詩である。彼には、嘆くべきことがあったのである（なお「」内は正字と思われる文字。「」内は山下英一『グリフィスと日本』での引用による）。

自歎 時余將退文部省

憶昨始興家〔学〕 所守〔学〕簡与質 家〔学〕期適日用 室無曳裾匹

漁童与樵青 操作〔伉〕皆真率 綽々有餘裕 衆務無疎失

喉過熱易忘 時去操乃佚 游戲加交友 虚飾营華室

食客来仰蔭 奴婢森成列 員冗日生事 文繁日遂未

執務無責任 操作無規律 怨嗟時到耳 費多事却室〔室〕

經綸負初心 慘澹思〔忍〕往日 思之夜不眠 簾鈎懸落日

八月九日退文部入大藏

自らを嘆く 時に我将に文部省を退かんとす

思うに先ごろ初めて学を興し 守るところは簡と質なり

学ぶは日用に適うを期し 部屋で裾を引きずる輩なし

漁童と樵青 仕事は総て真面目 綽々として餘裕あり 業務に拔かり失敗なし

喉元過ぎれば熱さ忘れ易く 時がたてば節操すなわち消失

遊戯に加えて交友 虚飾して華室を営む

食客来りて助けを頼み 奴婢森の如く列を成す

員冗りて 日々事を生じ 文（かざり）繁くて 日々未だ進まず

執務は無責任 仕事は無規律 怨嗟の聲が時には聞こえ

経費かかり 却って事は捗らず

方針は初心に背き 惨澹として過ぎし日を偲ぶ

これを思つて夜も眠れず 簾鉤を落日に懸ける

理解しにくい個所もいくつかある。例えば五句目に唐突に出てくる「漁童与樵青」。「漁童」と「樵青」とは、唐の道士・張志和が帝から賜った奴婢を夫婦とし、その夫婦に付けた名前である。旧藩士族・瓜生の教養の広さに驚かざるをえないが、『新唐書』「隱逸列伝一二」にわずか一行「帝嘗賜奴婢各一志和配為夫婦号漁童樵青」としか出てこない故事なので³⁵、「漁童」と「樵青」がどういう人物であつたか何も分からず、当然、瓜生の詩で登場してくる必然性が理解できない。ただ以下に続く句との関係からすれば、真面目な働き者であつたと仮定しての事であろう。

また最終句の「簾鉤懸落日」も理解がたい。夕日にスタレを懸けて外界と距離をおくという心境を表現したかつてであろうが、しかしスタレを巻き上げておく留め金の「簾鉤」を落日に懸けるでは意味をなさない。実はこの句は、杜甫の「落日」の初句「落日在簾鉤」を改作したものである。杜甫の詩は「溪辺春事幽」と続き、夕日がスタレの留め金のところにかかってくるころ、当時彼が住んでいた浣花溪のほとりで人と雀と虫たちによって展開されている春の農村の静かでのどかな風景を描いていく³⁶。〈憂愁〉の詩人には珍しく穏やかな心境を詠んだ詩が、およそ場違いな心理的場面で利用されている³⁷。

しかし本稿で重要なことは、瓜生がどのような心境で文部省を去つたのか、彼が訴えたかったことが明確に読み取れることである。彼は学制取調掛の仕事ぶりに立腹していたのである。当初こそ余裕をもって真面目に仕事に取り組

み、手ばかりや失敗はなかったにもかかわらず、時間が経過するにつれて節操は消え仕事は乱れ、いろいろな客が来て援助を求め、人数ばかり多くて日々揉め事が生まれ、無責任、無規律となつてしまった。「なぜこんなことになつてしまったのか」という怨嗟の声も聞こえ、方針は初心に反するようになり、夜も眠れないようになった。

「経綸負初心」という句は、西潟訥が「天下ノ富強」のためにと大隈重信に建白し、「学制大綱」もそう論じ、そして瓜生もまた共感していた国家的な教育目的、つまり列強諸国と対峙できるような国家を作るための学問という壮大な理念が、最終的には個人の立身・治産・昌業のためという情けなくもスケールの小さい「学制」前文に変えられていったことに対する、失望の念を表現していたのではないか。

こういう（証言）が発見されているのは、現在のところ瓜生寅ただ一人である。従つてこのことが事実なのかどうかは確認の仕様がなない。けれども瓜生がまつたくの虚偽を意識的に詩にするという必要性も考えられない。むしろ、もしこれが事実であつたとすれば、なぜあれほどの「誤謬」や齟齬を残したままそれこそ「無責任」にも「学制」が発令され、その直後から訂正が繰り返されざるをえなかったのか、そしてまたなぜ学制取調掛だった人物が自分の任務のことにあまり触れたがらなかったのか、よく納得できるのである。そう言えば田中不二麻呂も、「学制」は「悉く仏蘭西ノ制度ニ倣フタノデアルカラ」（国会図書館憲政資料室蔵『大木喬任文書・書類』「談話筆記・下」と、取調掛の仕事あまり評価していなかった。議事録などは、もともと存在していなかったのかも知れない。

二 「学制」前文を含む諸問題

「学制」条文が欠陥だらけであつた理由としては、岩倉使節団の渡欧中に留守政府が大急ぎで発令・施行したから

ではないかと推測できた。しかしその上に、瓜生が漢詩に残したような学制取調掛の状況が真実であったとすれば、「学制」の前文についても、新たな視点からの検討が必要になってくる。

有名な「必ス邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカナシメン事ヲ期ス」というフレーズが含まれている前文は、明治新政府の教育に対する抱負を表現した「堂々たるもの」と称賛され³⁸、「驚くほど民主的な教育目的の記述」がアメリカ人に注目され³⁹、H・パツシンからも「リベラル派の勝利」を示す「偉大な歴史的文書」⁴⁰であると評価されている。

しかし実は前文にも、条文と同様の粗雑さが見られるのである。表現および内容の双方において、事前に慎重に検討されるべき法令の文章としてはかなり不適切な問題点が少なからず含まれている。

そういう前文が、もし井上久雄が理解していたような「天皇の勅語」であったとすれば、起草者や文部省の責任はさぞかし重大なものとなったであろう（「学制」前文の法令上の性格については、別稿『「学制」に関する諸問題——公布日、頒布、序文の呼称・正文について』桃山学院大学『人間科学』第三〇号、二〇〇六年一月、参照）。

ところで別稿「外国人から見た『学制』（明治五年）」（桃山学院大学『国際文化論集』第四二号、二〇一〇年一〇月）で紹介したように、外国人や外国紙が「学制」という制度の単なる紹介をする場合においても、当時としては無理もないことではあるが、誤解や混乱があった。従って外国紙が「学制」前文の内容まで紹介し批評するということは、非常に難しいことであったと想像できる。しかし『ニューヨーク・タイムズ』（二八七三年三月一五日）は、それを行なっている数少ない事例である。日本文の良し悪しを検討するには、外国語ではどう表現できるかという視点から考えると有効であるので、まずこの『ニューヨーク・タイムズ』の記事を手がかりに検討を試みてみる。

同紙がなぜ「学制」前文まで論評することができたかと言えば、日本に新しい教育制度を確立するという日本政府の布告（「学制」）を、森有礼駐米公使がアメリカ教育当局のために英訳したからである。そのおかげで同社のワシン

トン通信員は、「極めて特異な (peculiar) 人びとのとても興味深く特異な (peculiar) 著作物」を読むことができた。ところがその第一印象とは、「極めて長つたらしく (quite lengthy)」、要領のよい起草者なら一〇枚もあればまとめることができるのに、草稿三五枚にも及んでいるということであった⁴¹⁾。文の多くは意味が「やや不明瞭」(somewhat obscure)で、この通信員が使った比喩によれば、伝書鳩がほとんど唯一の郵便手段で、しかし電信の代わりとしては悪くない代用品であった時代に、デイズレーリが作品の中でアスタルテ女王にさせるような質問、「手紙を持たずに飛んでいるなんて、お前たち、なんとという鳩なの？」を想起させるというのである⁴²⁾。

「学制」前文は言わんとすることは把握できるので、〈手紙を持たない伝書鳩〉というほど内容空虚ではなかったけれども、「学制」前文がいろいろな形式的・内容的な問題を内包していたことは確かであった。

記事に登場するベンジャミン・デイズレーリ（一八〇四～一八八一）は、ヴィクトリア女王と親密であった保守党の領袖であり、数多くの名言を残した政治家であり小説家でもあった。アスタルテとは、フェニキアの最も重要な豊穡と性愛の女神であり、ギリシア神話のアフロディテ（ローマ神話のヴィーナス）に当たる。この通信員は同時にまた、このような「見事で魅力的な」(admirable and charming) 文書、しかも日本人のような人間が起草した文書を批判するのは「度量が狭く」(ungenerous)、日本人が生み出したものに我々の基準を適用することははっきり言って不当であるとも述べている。開化度の低い「特異な」国民が漸くにして作り上げることでできた「見事な」文書なので、それを西洋の基準で批評することなど「度量が狭い」ということであろう。

そして記事は「学制」前文の、「ひとが身を立て (establish himself)、その職業を助け繁栄させる方法を見つけ、人生を送ることができる手段は、その生活を改善し、その知識を広め、その働く力を増進すること以外にはない」という箇所から、以下「教育はこれまで、衣食を確保する手段として役立つとしか見なされてこなかった。そしてもし政

府によって提供されないならば、身に付けることはできないものだと考えられてきた。この種の馬鹿げた考えは、すぐに捨て去る必要がある。そして、何よりも教育の進歩に目覚めるように、すべてのひとを説得していかななくてはならない」まで、かなり長い紹介をしている。

従来の先行研究では、「学制」前文の教育理念あるいは条文の不整合については論じられてきたが、『ニューヨーク・タイムズ』が指摘している「長つたらしい」「不明確」といった文章上の問題を取り上げたものはほとんど見当たらない。「学制」前文には、果たしてどのような問題点があったのか、各種英訳をも参考にしながら、この点について検討してみよう。

まず形式的な点においては、「雖^ニ」と「雖^トモ」、「及^ヒ」と「及」、「是^レ」と「是」、「之[」]」と「而^テ」と「而^{シテ}」の混用といった、用語の不統一がある（『法令全書』では「身ヲ修メ」「身ヲ脩メ」という不統一があるが、外史局編纂『布告全書』（壬申八月刊）では「カ所」とも「身ヲ脩メ」である）。また単に長すぎるだけではなく屋上屋を重ねる繰り返しがいくつかあり、冗長であると言える。例えば「人能ク其オノアル所ニ応シ勉励シテ之ニ従事シ而シテ後初テ生ヲ治メ産ヲ興シ業ヲ昌ニスルヲ得ヘシ」は、多くはすでに述べたことの繰り返しであり、無くてもそのまま文脈は繋がる。

発令後一月も経たないうちに文部省布達第二二号で前文中「華士族」の次に「卒」が追加されたが、しかし明治五年一月二九日の太政官布告第二九号は「卒」階級をすでに廃止していた（世襲のものは「士族」に、一代限りは「平民」に組み入れ）。こういうお粗末なミスもあるが、これは必ずしも学制取調掛ないし文部省の責任とは言えない⁴³⁾。内容的には、少なくとも以下の六点を指摘することができる。

問題① 「従来学校ノ設アリテヨリ年ヲ歴ルコト久シト雖^E或ハ其道ヲ得サルヨリシテ人其方向ヲ誤リ」の「其道ヲ得サルヨリシテ」の意味が曖昧である。

問題② 「学問ハ士人以上ノ事トシ農工商及ヒ婦女子ニ至ツテハ之ヲ度外ニヲキ学問ノ何物ヲ弁セス」は、本当に事実に沿っていたのか？

問題③ 「士人以上ノ稀ニ学フ者」とあるが、事実に反する表現ではないか？

問題④ 「国家ノ為ニスト唱へ」て学問すれば、どうして「詞章記誦ノ末ニ趨リ空理虚談ノ途ニ陥」ることになるのか？

問題⑤ 「士人以上ノ稀ニ学フ者」が「国家ノ為ニスト唱へ」て学問して「空理虚談ノ途ニ陥」ることが「沿襲ノ習弊」で、それが「貧乏破産喪家ノ徒」が多い理由であると述べられているが、そうとすれば「士人以上ノ稀ニ学フ者」に「貧乏破産喪家ノ徒」が多いことになる。不自然ではないか？

問題⑥ 最後の但書中の「一般ノ人民他事ヲ抛チ自ラ奮テ必ス学ニ従事セシムヘキ様心得ヘキ事」の意味がとりにくく誤解を招きやすい。また「他事ヲ抛チ」という表現は適切なのか？

まず問題①の「其道ヲ得サルヨリシテ」である。「道を得る」とは〈正しい指導を得る〉あるいは〈道理を理解する〉といった意味であるが、ではどういう理由から〈得られなかった〉のか、読む側は頭を悩まさずにはいられない。

前記『ニューヨーク・タイムズ』の記事（一八七三年三月一日）では、「学校の不備あるいは間違つた指導から」(from their imperfection or misdirection) と訳されている。工部大学校のお雇い教師であったヘンリー・ダイアー (Henry Dyer) は、「学校行政のやり方における何か思い違いのために」(owing to some misapprehension in the

way of school administration) と、行政当局側の責任を明確にした訳をしている⁴⁴。学校のどういう不備なのか、誰の指導ミスなのか、どのような思い違いなのか分からないが、もともとこの原文に〈不備〉があるのだから仕方ない。

菊池大麓がロンドン大学で行なった講義では、「学校が不適切に管理されていたせいで」(through their being improperly administered) と訳され⁴⁵、また東京帝大の教育学教授・吉田熊次は、「間違った指導のせいで」(through misguidance) と訳していた⁴⁶。

日本人として恐らく兩人とも、学校の管理・行政が悪いことと農工商・婦女子が学問を度外視するようになることとの間にどのような因果関係があるのか、あるいは誰が間違った指導をしたことになっているのか、いろいろ疑問に思いながら英訳せざるをえなかったのではないだろうか。

一八七六(明治九)年、フィラデルフィアで万国博覧会が開催された。その出展のために文部省は『日本教育史概要』を出版するが、「学制」(Code of Education) に関するこの部分の訳出にはよほど困ったと思われる。というのは、「学校は政府によって設けられたものだ」(so far as they have been provided by government) と訳しているからである⁴⁷。これは意識といったものではない。寺子屋や私塾の存在のことを考えれば、かなり史実に反している。そのうえ政府が学校を設置すれば、なぜ農工商・婦女子は方向を誤って学問をしなくてもよいと考えるようになるのか、まったく理解できない。

問題②は、かなり深刻である。『ニューヨーク・タイムズ』記事は「農民、職人、商人、そして女性は、無知のまま置き去りにされ、そのために彼らは、教育とはどういうことなのかさえ知らなかった」(Farmers, mechanics, traders, and women were left in ignorance, so that they knew not what education was) と訳し、同じ箇所は同紙の別の号においても「布告が率直に認めているように」として、再度紹介されている⁴⁸。もちろんこれは、「学制」前文自

身がそのように述べていたのであるから、まったく正当な英訳である。

けれども前文のこの記述自体がとんでもない虚偽・誇張であり、歴史的事実には反していた。

前文は始めのほうで、「農商百工技芸」を含めておよそ「人ノ営ムトコロノ事」には必ず学問があると述べ、その学問をしない人間が「道路ニ迷ヒ飢餓ニ陥リ家ヲ破リ身ヲ喪フ徒」になると述べていた。ところが「農工商及ヒ婦女子」が学問について何も分かっていないというのであれば、彼らも「道路ニ迷ヒ飢餓ニ陥リ家ヲ破リ身ヲ喪フ徒」にならざるをえない。当時の人口の大半を占める彼らがそうであるとすれば、社会が成立するはずなかった。

前文は、寺子屋や私塾、郷学での教育のことを無視している。幕末期には庶民の入学を許可する藩校も増えていたし、また幕府の昌平坂学問所さえ庶民の聴講を許可していたのであるが、こうした事実を隠蔽している。農工商・婦女子のために出版されていた各種の往来物の存在もまったく考慮していない。

江戸時代には「往来物は家庭や寺子屋での学習教材として、ひろく採りあげられるようになった」のであるが、生活実態に合わせた教材が必要であるため、その数はおびただしいものにならざるをえなかった。現存しているものだけでも各分野にわたって約七〇〇〇種にのぼり、そのうち約一〇〇〇種は女性用であった⁴⁹。商家に生まれた女性の自筆旅日記「駿河紀行」の分析などを通して教養形成を追跡し、幕末期甲府の「教育文化が女性に開かれていたこと」を明らかにした最近の研究もある⁵⁰。

しかしこのような事情を十分に認識していたはずの菊池大麓はこの箇所を、“... people have made a mistake of thinking that learning is a matter for those above samurai rank, and as for farmers, artisans and merchants, as also for women, they have no idea of what learning is and think of it as something beyond their sphere”⁵¹ ほどのまま英訳し、吉田熊次も同様⁵²。“Learning being viewed as the exclusive privilege of the Samurai and his

superiors, farmers, artisans, merchants, and women have neglected it altogether and know not even its meaning」と直訳していた。

現代のアメリカ人研究者B・プラットは、前文が当時存在していた数千の学校のことには触れていないこと、他の文書はそれらの存在を認めてはいたが短所を強調するだけであったことを指摘している。そしてこのようなテクニクは、イギリスのエジプト植民地行政府が採用していたともいう¹⁾。プラットの指摘のように、前文のこうした虚偽・誇張は、「是即チ沿襲ノ習弊ニシテ」「今般文部省ニ於テ学制ヲ定メ追々教則ヲモ改正シ布告ニ及フ」と、新政府の「学制」の有難さを強調するための政策的方便であった。

ところで「農民、職人、商人、そして女性は、無知のまま置き去りにされ」、そのことは太政官布告も認めていると外国に紹介されては、〈遅れた日本〉という認識を公式に外国に与えることになり、非常に都合が悪い。その意味で「学制」前文は極めて罪深かったと言わざるをえない。

ヘンリー・ダイアーはこの部分を、「農工商、そしてまた女性にとつては、学問は彼らの領域を超えたものと見なされてきた」(for farmers, artisans, and merchants, and also for women, learning was regarded as beyond their sphere) としか訳していないので、「無知のまま置き去りにされた」(ニューヨーク・タイムズ)とは、かなり印象が違ふ。さらに前文の原文が「農工商及ヒ婦女子ニ至ツテハ・・・学問ノ何物ヲ弁セス」と、無学であることの責任を彼ら自身に負わせているのに対して、ダイヤーのこの訳は〈周囲によってそのように見なされていた〉と、責任を周囲に求める配慮を加えていた。なお原文に忠実な訳では「農工商及ヒ婦女子」は「学問とは何か、何の考えも持っていないか」(have no idea of what learning is) (菊池大麓)「学問の意味すら知らなかった」(know not even its meaning) (吉田熊次)となっている。

「学制」前文のこの不都合さについても、当時の文部省はよく認識していたと推測できる。というのは前記『日本教育史概要』も、責任を周囲に求めるダイヤーと同様の配慮を加え、さらに抄訳であるにもかかわらずこの部分に補足を加えて「下層階級、そして女性にとつては、学問はこれらの領域を越えたものと見なされ、たとえ学習されることがあったとしても、限られた性質のものであった」(For the lower classes of society, and for women, learning was regarded as beyond their sphere, and, if acquired at all, was of a limited character) と訳していたからである。傍点部分が付け加えられることによって、極端さが緩和されている。

日本のことを良く知っている外国人たちは、「学制」前文のこうした文章に惑わされることなく、江戸時代においても教育は非常に普及していたと記述していた。例えば、文部省設置後における学校増設の動きは、「旧体制下においてさえも」「教育は非常に普及 (general) していたという事実によって助けられている」というように⁵³⁾。

また『ニューヨーク・タイムズ』の別の記事は、旧制度下においても日本人が決して「無教育ではなかった」ことは注意すべきことであり、以前、東京の帝国大学に関係していたグリフィス氏は、学校と大学、学問と学習は將軍体制においても非常に盛んであったと述べていると、グリフィス (Griffis, William Elliot) を引用していた。グリフィスによれば、人々の九割は読み書きができたし、本は安く、巡回図書館はあらゆる町で見つけることができた。それゆえに、より完全な教育制度導入のための土壌は十分に準備されていたのである⁵⁴⁾。

日本滞在中のグリフィス自身の論評では、私的な学校やその教師は広く存在していたので、正確な統計は無いものの、その頃も人口の四分の三は、仮名の読み書き、算盤での計算、仮名で書かれた簡単な読み物を読むことができたといつていいとか⁵⁵⁾、下級階級の女子も全国にあった私的な学校で学習をし、読み書きのあとは家事のための勉強をしていたと述べられ、そのための教科書として、『女大学』『女小学』『女庭訓』『女今川』『百人一首』などが紹介され

ていた⁵⁶。

ヘンリー・ダイアーも、「知性は極めて広く拡がり、読み書きが出来ないような人は、少なくとも通常の日本人にはほとんどいなかった」と評価していた。ただ、単純な計算でさえすぐに算盤を使って「機械的手段の奴隷」となっているのは「奇妙」(curious)であったそうであるが。

もっとも「人々の九割」「人口の四分の三」は読み書きができたとか、できない人は「ほとんどいなかった」などというのとは、かなりの過大評価であった。多くの先行研究を踏まえたR・ルビンジャーは、寺子屋などへの就学率と識字率を同一視することの間違い、階層や地域・性別・職業などによってさまざまに要求される読み書き能力の定義の重要性などを指摘し、識字率の全国平均という数量化に慎重である。こういう問題は、「入札〔投票札〕」「車連判状」「日記」「手紙」など個別の具体例に基づいて論じなくてはならない。そして彼は、例えば一八八一(明治一四)年に長野県常盤村で八八二名の成人男子を対象に実施された調査結果から遡って、江戸時代末期の一八五〇年代、この村の男子の識字率は六五%に達していたが、しかし読み書き能力を「少なくとも普通のものが読め」「書式の決まった簡単な書類」を書き、商売で「成功し得るだけの能力」だと定義すれば、この年代の識字率は七%にまで落ち込むと推定していた⁵⁶。

しかしグリフィスやダイアーの上記のような記述は、「学制」前文が「農工商及ヒ婦女子ニ至ツテハ・・・学問ノ何物ヲ弁セス」と述べていたことなど、まったく度外視するものであった。

問題③は、「士人以上ノ稀ニ学ブ者」という語句である。従来、学問は「士人以上ノ事」とされてきたというだけでも不適切なのに、この語句もとてつもない虚偽・誇張であるので、なおのこと問題である。「士人以上」のものであっても学問をするものは「稀」であったというのであるから。

これではいかにも不都合なので、森有礼が英訳する際に意識的に省略したのであろうか、『ニューヨーク・タイムズ』の紹介記事では「士人以上ノ稀ニ学フ者」云々に当たる箇所は訳されていない。また文部省の『日本教育史概要』（前出）は「上級階級の間でさえも」としか訳さず、ダイヤーも「上流階級の間でさえ」、菊池大麓も「サムライ階級以上の人々の間でさえ」としか英訳していない。

一方、吉田熊次はこの言葉を正直に「Even those few among the Samurai and his superiors who did pursue learning」と訳していた⁽⁵⁷⁾。

問題④は、「国家ノ為ニスト唱へ」て学問すればどうして「詞章記誦ノ末ニ趨リ空理虚談ノ途ニ陥」ることになるのかということである。因果関係を説明できない不合理さがあり、訳そうにも訳せない。それで『ニューヨーク・タイムズ』の紹介記事、ヘンリー・ダイアーの訳では、該当箇所は省かれている。

菊池大麓および吉田熊次はここも比較的忠実に英訳しているので、文脈の不合理さは否めない。文部省の前掲書は、原文の不合理さを覆うためであろう、国家のために知識を身につけるということを「口実 (pretext) にして」と補足して訳している。つまり「国家ノ為」を口実として学費や衣食を官に依存して学問するが、実際には自分の好きな趣味的なことを学んだというわけである。そして「彼ら自身の利益あるいは国家の利益になりそうなることを学ぶ代わりに」「多くの時間が」とも補足されて、「詩作や優雅な金言の作成といった無益な仕事に費やされたのである」と結ばれている。

なお言うまでもないことであるが、士族や江戸時代の学者たちすべてが「詞章記誦ノ末ニ趨リ空理虚談ノ途ニ陥」っていた訳ではない（もつとも前文には「動モスレハ」という逃げ道が設けてあったが）。朱子学・古学派（荻生徂徠・伊藤仁齋）・陽明学など儒学は現実的な政治の学であったし、和算や測量学・地理学・医学なども発展していた。この

点にも「学制」前文の意図的な虚偽・誇張があった。

問題⑤は、「沿襲ノ習弊」とは何を指しているかをどう読み取るかという問題である。この個所を普通に読むと、「士人以上ノ稀ニ学フ者」が「国家ノ為ニスト唱へ」て学問し「空理虚談ノ途ニ陥」ることが「是即チ沿襲ノ習弊」で、これが「貧乏破産喪家ノ徒多キ所以ナリ」となっているので、そうとすれば「士人以上ノ稀ニ学フ者」に「貧乏破産喪家ノ徒」が多いという不自然な内容の文章になってしまう。けれども「是即チ沿襲ノ習弊」の「是」は複数形にはなっていないけれども（別の箇所では「此等ノ弊」も使用されている）、前の文「農工商及ヒ婦女子ニ至ツテハ・・・学問ノ何物タルヲ弁セス」などを含めて指していると考えれば、不自然さは薄められる。そうすればすぐ後の「是故ニ人タルモノハ学ハスンハ有ヘカラス」にうまく接続していくので、そのように考えるべきであろう。

ところが「学制」前文最後の但書では、「従来沿襲ノ弊」のことが「学問ハ士人以上ノ事トシ国家ノ為ニスト唱フルヲ以テ学費及其衣食ノ用ニ至ル迄多ク官ニ依頼シ之ヲ給スルニ非サレハ学ハサル事ト思ヒ一生ヲ自棄スルモノ少カラス」と述べられているので、「一生ヲ自棄スルモノ」が少なからずいるのは、「士人以上」ということになる。そこに「農工商及ヒ婦女子」が含まれていないことは論理的にも明白である。なぜなら学問など度外視して学問が何であるかなど何も理解していない「農工商及ヒ婦女子」が、〈学問は国家のためにするのであるから学費などを支給されない限り学問はしない〉などと考えることはありえないからである。そうだとすれば、先ほどの「沿襲ノ習弊」もやはり「士人以上ノ稀ニ学フ者」に関してだけを指していたのではないかと考えられる。

学問が何であるかを理解しないと道路に迷い飢餓に陥り家を破り身を喪うようになることだけを強調すればいいはずの「学制」前文が、なぜ「士人以上ノ稀ニ学フ者」「士人以上」を引き合いに出して、その結果、虚偽になるような不自然な文章を二度まで綴る必要があったのだろうか。それは言うまでもなく、学問・教育の費用を政府に依存する

という「士人以上」の世界での「沿襲ノ習弊」を非難せんがためであった。

このように複雑な背景を持つ文章を英訳するのは極めて困難である。ヘンリー・ダイアーの英語訳は、但書の上述の不自然な部分を、「これまで学問に専心してきた人々は、ほとんどいつも政府の援助を当てにしてきた」(Persons who have hitherto applied themselves to study have almost always looked to the Government for their support)と簡潔にしか記述していない。文部省訳は但書の全体を省略してしまっている。その代わりに「学制」前文の抄訳であるにもかかわらず、全国を八大学区に分けるなどといった条文内容の説明を一二行にわたって付加している。

他方、菊池大麓訳は但書も忠実に英訳しているので、「サムライ階級以上」(above samurai rank)に「その一生を台無しにする」(spoil their whole life) 人間が少なからずいるという不自然さはそのままである。吉田熊次訳においても同様である。

ところで『ニューヨーク・タイムズ』記事では、前文但書の該当部分は「教育はこれまで、衣食を確保する手段として役立つとしか見なされてこなかった」ので、「もし政府によって与えられないならば、身に付けることはできないものだと考えられてきた」(Education has been regarded only to serve as the means of obtaining food and clothing, and if it were not offered by the Government, it was thought by the people a thing not to be acquired) (前出) という文章になっている。

しかし、この英訳文には二つの困った点がある。一つは、〈教育は衣食のためにしか役立たない〉という考えが存在したかのようにになっている点であり、第二は、既に検討してきたようにこの部分は「士人以上」の学問する者についての話であるにもかかわらず、そのことが省略されたために、このような考え方が一般的に存在していたようになっていることである。もしそういう考えが一般に存在していたのならば、政府が与えなくても人々は自ら教育を受けた

はずである。実際に一般民衆は既述のように、多数の商人向け教訓書や、育児書、礼法書、そしてまた『商売往来』『農業往来』『女今川』など各種の往来物の存在が示すように、自らの生活のために自力で学習を行ってきた。

「学制」前文自体は、『ニューヨーク・タイムズ』が紹介したような意味のことは述べていない。前文がこれまでの教育（学問）に関して具体的に述べているのは、「士人以上ノ稀ニ学フ者モ動モスレハ国家ノ為ニスト唱ヘ身ヲ立ルノ基タルヲ知ラスシテ或ハ詞章記誦ノ末ニ趨リ空理虚談ノ途ニ陥リ其論高尚ニ似タリト雖モ之ヲ身ニ行ヒ事ニ施スコト能ハサルモノ少カラス」の一箇所のみである。前文は、教育が「身ヲ立ルノ基」、つまり自分の衣食に役立つものであるはずなのに、実際にはそうは見られてこなかったことを問題にしていたのである。したがって『ニューヨーク・タイムズ』の記事の紹介は意味が逆になっていて、この点は明白に記事（あるいは森有礼の英訳）のほうの間違いであった。

問題⑥について。「必ス邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事」を訴える「学制」前文が、但書の最後でもう一度、「一般ノ人民」に子弟の就学を命じている。しかし「他事ヲ抛チ」「自ラ奮テ」がどこに係るのか分かりにくい文章となっている。そのために生まれた誤解については第三節で述べるが、いくら強調表現であるとしても「他事ヲ抛チ」は穏当ではないであろう。生業まで放棄させてはならない。菊池大麓訳は「leaving all else aside」と原文に忠実であるが、吉田熊次訳の「子どもの教育を何事にも優先させて」(subordinate all other matter to the education of his children)、『ニューヨーク・タイムズ』記事の「他の何にもまして」(more than anything else)のほうが言葉を選んでいて、より適切である。

以上のように「学制」前文は、意味曖昧な語句、不自然な文脈、また歴史的事実に反する虚偽・誇張を含んでいた。そのため、英訳に際して特別の配慮が要求される非常な〈難物〉だったのである。

三 「学制」前文が語らなかつた諸理念

このような問題を有する「学制」前文は、日本の代表的な先行研究においてどのように評価されてきたであろうか。

土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』では、前文は福沢流の「実学思想」が一貫していることが指摘されている。政府指導層の「国家富強のため」ということは寸毫も動いていなかった」にもかかわらず、その「眼目」は「からくりのごとくに姿を消しているのであった」という。しかしその理由については「不思議といえは不思議」としか言及されていない⁵⁸⁾。

尾形裕康『学制実施経緯の研究』および尾形裕康『学制成立史の研究』には、前文自体に関する記述はない。

倉澤剛『小学校の歴史・Ⅰ』は二頁にわたって内容を解説している。最も重要な点として、学問は一部士人のものではなく人民全体のもの、学費は原則として民費によることの二点が指摘されている⁵⁹⁾。倉澤剛『学制の研究』（一九七三年）では、前文自体に関する記述は極めて少なく、「近代的な実用主義・合理主義の理論を打ち出した」こと、「官費に依頼せず」「自ラ奮テ」学ぶべきこと」の二点が、「学制」の特徴として記されているだけである⁶⁰⁾。

前文について詳しい記述があるのは井上久雄『学制論考』である。第二章の第四節「被仰出の精神と学制の意義」において、「被仰出」（前文）の「知識主義的な理念」は「個人主義的な教育理念」に立脚しているかのごとくであるが、それは「教育費負担を国民に強制することを説得するため」⁶¹⁾であつて、実際に「国家的効用を軽視した」とみるのは「早計」であると指摘されている。その理由は、「学制の制定を文部省が企画した」とき「知識主義の教育は国家

の富強安康の必須の条件として提唱されていた」からである⁶²。そして「被仰出」での「教育の個人的効用の説得が就学の強圧的な説論と相関していることの意味」はこの点にあるとも論じられている⁶³。

確かに「学制」前文は財政的な理由から、教育理念としての「国家富強」を避け、その代替措置として「私的利益のための学問・教育」という理念を打ち出したと考えられる。しかし政府がいくら「企画」段階で「国家の富強安康」を考えていたとしても、実際の前文では教育の「国家的効用」が「軽視」され草案の「国家の富強安康」が削除されたことは事実である。問題はなぜそうなったかである。誰の強力な主張によって、どのような経過によって原案は覆されたのか。残念ながらこの点は、未だ解明されていない。

倉澤剛は、国会図書館憲政資料室の「大木文書・書類之部」の中に、「書いては消し、消しては書い」た⁶⁴大木喬任自身による「学制発行ノ儀伺」(第二次「学制大綱」)下書きを見つけている。明治五年三月一四日か一五日に正院に提出されたと考えられるこの「学制」草案にも、まだ「国家ノ富強安康」が残っていた。とすれば、それ以降に文部卿の考えをも覆すほどの強力な圧力がかかったことになるのである。しかし倉澤は、原案と八月二日の実際の「学制」を詳細に比較検討して、全一二二章が一〇九章に縮小され、条文の「生硬な文章」が「平明」に書き直されたこと、それ以外にも条文には「実にさまざまな修正」が加えられていることを指摘しながら⁶⁵、前文における教育理念の転換については何も述べていない。

また尾形利雄が言うように、民衆の自発的就学を促進するには「国家の富強という大義名分」よりも「立身出世という教育の個人的効用」を強調し、国民の「利己的関心」に訴えた方が効果的であるという計算が働いていたことも想像できる⁶⁶。しかしその場合においても、誰がそういう計算をして理念の転換を主張したのが重要であるが、このことは意識されていない。

ところで「学制」発令当時においても、数こそ少ないが「この国の最善の標識 (sign) は知識愛」であり、このことは「理解の道を踏み外すものは、死者の集団に留まり続けるであろう」という旧儒教の格言を評価していることに示されているという『ニューヨーク・タイムズ』の報道もあった⁶⁷。しかし日本近代教育の出発点に当たつての政府の公式教育理念である「学制」前文は、「知識愛」などむしろ否定しているかのようであり、これがその後の日本教育評価において外国人に与えた影響は強かった。

例えば一九三七（昭和一二）年、日中戦争本格化の年に刊行された外国人編集の日本教育史研究書は、「学制」前文から「功利主義」という「本質」を導き出し次のように論じている。

太政官の布告は、日本の教育の「本質的に功利主義的な性質 (the essentially utilitarian nature)」を強調している。日本の教育の原理は、歴史的にも現在の傾向においても、二つの目的を実現するように計画されてきた。一つは、道徳性を促進することであり、第二は「生計の助けとなる知識」を提供することである。今日において「学問それ自体に対する愛着」などあまりないのは、過去においてと同様である。また人格発達における「美的・知的発達の価値」があまり理解・評価されていない。こうした批判は今日においてさえ、一般に日本および外国の批評家の双方から聞かれるのであるが、一八七二年、日本全体が熱心に西洋模倣の努力をしていた時代、そしてまた実用的な基準があらゆる改革の尺度であった時代においては、なおさら明白であった⁶⁸。

すなわち「功利主義」という教育理念は、単に近代教育の出発点における「学制」の時代だけではなく、「学制」以降における日本教育の「本質」になったというのである。従つて同書では、「実用」重視の日本には「学問それ自体に

対する愛着」はあまりなく「美的・知的発達の価値」もあまり尊重されないと指摘されている。H・パッシンもまた「学制」前文 (the Preamble) は「極めて強い功利主義的な論調で布告した」と評価し、後にいろいろ批判されたけれども「日本人の教育思想の重要な基準の一つを示し続けた」と考えている⁽⁶⁹⁾。

確かに「学制」前文の〈私的利益のための学問・教育〉という主張は、教育理念として何かお粗末で、まさに後年批判された〈エコノミック・アニマル〉を彷彿させる。当時最先端の西洋学者・漢学者たちがほとんどであった学制取調掛のメンバーたちも恥ぢずかしい思いをして、それを自分たちの業績としてあまり誇りに思わなかったのではないか。そうだとすれば、彼らが多くを語らなかつたのも無理はない。

維新後わずか数年の時代状況において、「学制」前文が「人民一般」に訴えるべきことは、もっと他になかつたのであろうか。少なくとも次の三点はあつたはずである。

その第一は、公共利益のための学問・教育ということである。なぜなら別稿「『学制』(明治五年)をめぐる『受益者負担』論議」(桃山学院大学『国際文化論集』第三九号、二〇〇九年三月)で検討したように、「学制」条文での財政負担原則は、「民費」「学区」負担、つまり公共的負担であつたからである。近代日本の教育は、「学制」前文における〈私的利益のための学問・教育〉という個人主義的な理念と、条文における財政負担の原則としての公共的負担主義(一部「受益者負担」主義が混じっているが、これもまた「学制」の「学制」たる所以である)とがチグハグな並存をしたまま出発したのである。従つたとえ「教育費負担を国民に強制する」(井上久雄)にしても、〈公共利益のため〉という教育理念を打ち出すことも可能だったのである。実際、各地方官の「就学告諭」の研究が明らかにしたように⁽⁷⁰⁾、各地の「就学告諭」の中には「学制」前文の個人主義的教育論をあえて否定し、公共福祉的な視点からの教育論・教育財政論を採用していた事例もあつたのである。

ところで本来、ベンサムやミルが主張した「功利主義」とは、衆知のように「最大多数の最大幸福」をもたらす行為を善とみなす主張であり、少数特権階級のための立法・行政を批判する理論であった。従ってそれは、個人の利益と社会の利益との調整を目指しているものであり、他人の存在を考慮しない利己主義とはまったく異なる。しかしその「功利主義」を「本質」としてしていると批評される「学制」前文の中に、「最大多数の最大幸福」とか社会的幸福という論点が出てくるかと言えば、一切出てこない。そういう意味で前文は、「利己主義」とは言えても本来の「功利主義」とは呼べないのである。

「学制」前文の「功利主義」を「学制」の制度や実施結果にまで当てはめた研究によれば、学制は「西洋化」の概念で解釈するのではなく、「人間はつねに利己的に行為する」という「進化の概念」ないし「自然の法則」で解釈したほうが「論理的・一貫性」を伴うことができるという。例えば「学制」は一方で就学拒否を呼び起こしたが、それもそのほうが自分の利益になると判断した人々の「自然の法則」通りの行動だったのである²¹⁾。

「学制」前文の思想は、西洋教育史研究者からの最近の指摘もあるように²²⁾、当時の時代精神として有力であったH・スペンサーや福沢諭吉などの「功利主義」思想から大きな影響を受けている。それは間違いないことではあるが、そっくりそのままの再現ではなく、取捨選択・意識的な改造が施してあった。それを区別しないと、「学制」の独自性・特異性が明確にならないのである。別稿「『学制』（明治五年）の教育理念に関する諸問題―立身出世、単線型学校制度、『学問のすゝめ』との関係」（桃山学院大学『人間科学』第三二号、二〇〇六年一月）でも論じたように、「学制」前文は例えば『学問のすゝめ』初編の自然権思想を欠いているし、他方では『学問のすゝめ』初編には書かれていない強制就学の思想があった。

第二に「学制」前文は、全国的な画一的教育制度がなぜ必要なのかを説明すべきであった。なぜなら「学制」が条

文で規定していたことだからである。それは、公平性の実現のために必要だったはずである。ところが私的利益論を採用したために、説明できなくなってしまった。

一八七二年九月、静岡県在住の米国人教師が文部省へ行なった「建白」⁷³は、現在「教育ノ利益」を専ら東京にのみ集めているのは、諸県の学校の「害」となり「気力」を喪失させることになる」と主張している。文明諸国では、例えば英国でもドイツや米国でも、有名大学はいずれも小村にある。そこで建白者は、諸県学校を政府が「恵顧扶助」すること、「学問ヲ好メル極メテ幼少極メテ卑賤ナル人ヲシテ、教養ヲ受ル十分自由ノ機会」が得られようにすることを要望した。

この米国人教師とは、中村正直『自由之理』（一八七二年）に序文を寄せているクラーク (Clark, Edward Warren) であることが、吉野作造によって明らかにされている⁷⁴。またクラークは、グリフィスが「勝海舟の求めに応じて」紹介した「無二の親友」であったという⁷⁵。「建白」の日付からすれば、クラークが「学制」の制定（一八七二年九月四日）を知っていたかどうか微妙なところであるが、恐らくは未だ知らなかったであろう。「建白」の文中に、良く出来る生徒は政府が「忽チ御拔用」するので「学校ノ風俗」がそのために破壊されてしまうとあり、これは「貢進生」制度（明治三年七月二十七日、太政官布告四九〇号）のことを指していると考えられる。「学制」自体は、結果的には実現できなかったけれども、決して東京集中の制度ではなく、文部省が教育行政を一手に引き受けはするもの（第一章「全国ノ学政ハ之ヲ文部一省ニ統フ」）、そのことによって全国に大学・中学・小学を偏りなく公平に、つまり画一的に散在させることを狙っていた。

その「学制」の中央集権・画一性は、明治五年段階は前近代から近代への移行期である「絶対主義」の時期に当たるとする一時期の明治「絶対主義」論においては、次のような理由で否定的に論じられてきた。例えば小松周吉によ

れば、「学制」の半封建的側面において「中央集権的画一主義の教育」が、その半ブルジョワ的側面で「特異なる主知主義の教育」が要求されたという。彼の見解では、近代日本の教育制度は「教育勅語」の明治二〇年代に確立されるのであって「学制」によってではなかった⁷⁶。

しかし地方割拠こそが封建制度の特徴であるはずなので、「半封建的」であればなぜ「中央集権的画一性」が要求されることになるのか不思議である。また「教育勅語」の明治二〇年代以降になって「半ブルジョワ的側面」が消えて〈全ブルジョワ的〉となれば、「特異なる主知主義の教育」も消えて、「自主性」を認め「知性の開発」を意味する「主知主義」が要求されていたか、疑問が残るところであった。

「学制」前文は、「学制」が規定していた学校制度の中央集権的な画一性の意義について積極的に主張すべきであったにもかかわらず、それについても一言も触れなかった。

一方フランスでは、まさしく「絶対主義」の時代、王令によって国内でのイエズス会の活動が禁止されたため、イエズス会の手を離れたコレージュをパリ高等法院が自ら監督しようとし、そのための調査特別委員四名が任命された。そのうちの一人ロラン・デルスヴィルは、一七六八年五月一三日、「国民教育」の特性を「画一性」という視点から強調する報告を行っていた。「学制」の一〇〇年以上も前、フランス革命の二一年前のことである。

彼によれば、「国民教育」とは何よりもフランス全土に「画一的な教育」を実施することであった。なぜその必要があるかと言えは、「とりわけごく幼い時に受けた教育のみが、風俗、風習、習慣における画一性」を生じさせることができるからである。そしてそのことが重要な理由は、「生まれによる偏見を脱し、徳や正義に対する同じ考え方でもっと自らを形成」していけるからであった⁷⁷。

第三に「学制」前文は、維新によって新しく生まれた国家・社会を法令を理解することによって積極的に支えてい

ける人間をつくる、またそういう人間になっていくという教育理念を提示すべきであった。なぜなら近代法治国家を築くための統治姿勢の転換に、教育面から呼応することが求められていたからである。しかしこのことも、〈私的利益のための教育〉という理念を採用してしまったために、表に出ることができなくなってしまった。

近代公教育制度が構築される理由の一つは、言うまでもなく国民づくりという政治的目的達成のためであった。その目的は、上から強圧的な命令によっても実現可能ではあるが、持続させることは難しい。むしろ政策を理解し進んで服従してくれる国民を作り出すことが重要である。

「学制」がそういう意図を最初からもっていたことは、従来から指摘されている。しかしその場合に、「学制」前文と政府の隠された意図とを合体させて論じられることが多かった。例えば、「学制」は「個人主義的な教育理念」に立脚しているかのようなのであるが「国家的効用を軽視した」とみるのは「早計」であるとか（井上久雄）、「被仰出書」は「富国強兵を学校の目的」としていた（小松周吉）とか、「被仰出書」は政府と一体化していた福沢諭吉の『学問のすゝめ』の「ひき写し」である（安川寿之輔）というように。

しかし、「学制」前文と政府の意図とは明確に区別したほうが良いのではないか。区別しないと、〈国家的利益のための学問〉が〈私的利益のための学問〉に転換されたという重要な事実そのものが見えなくなってしまうからである。また区別しないと、「学制」前文の特徴、つまり政府が本来の意図を国家財政的観点から意識的に隠し個人主義的な教育理念を表現したことが鮮明にならないからである。アメリカ人研究者プラットは、「学制」の背後には「暗黙の前提」があって、それは日本国民を国家目標へと動員できる能力を高める目的のために教育を支配することだったので、前文 (the Preamble) が「国家のための学問」を批判しているのは「皮肉 (ironic) なこと」であったと表現したが⁷⁸⁾、むしろ〈不誠実〉と言うほうがふさわしかった。

従来の先行研究において、「学制」の隠された意図を政治的側面というよりむしろ法的な側面から論じる論考はそれほど多くはなかった。その数少ない事例である石戸谷哲夫『日本教員史研究』は、民衆がせめて「触書」くらい間違いないと読めるようにしないと、「中央集権制度を築いてゆくこと」が困難であるばかりでなく、「政道を誤解したり流言に迷わされたりして政権の土台を脅かす者が起ってくる危険があった」と指摘していた⁷⁶⁾。

石戸谷はこのことを「治安維持」として把握している。しかしむしろ近代法治国家を建設していくためには不可欠で積極的な意義をもつことであった。

このことに関連して、「学制」制定の当時には、未だ「公布」という概念が存在していなかったという重大なことを指摘しておく必要がある⁸⁰⁾。現在なら法令は「官報」に掲載されることによつて「公布」されたことになり、そして初めて法令理解のために必要な「伝達」が広く国民に対してなされたことになる。そしてそのことを前提にして、法令の施行が可能となるのである。ところが明治五年の段階では、未だ法令の意義を理解してそれを遵守する国民というものは期待されていなかった。従つて新しく生まれた国家の法令を理解できる人間を早急に育成しなければならなかったにもかかわらず、教育法令である「学制」の前文は何も語らず、〈私的利益のための教育〉というまったく的外れの教育論を提示したのであった。

中国古代の裁判では、将棋の駒形の「圭」という玉が「最高の支配権」のシンボルであったが、日本の封建時代にはその形を真似た「高札」が「法令の力の偉大さ」を示し⁸¹⁾、たとえ文字が読めなくとも「高札自体が畏敬の対象」となった⁸²⁾。また「高札」は、内容の簡潔さで庶民に「親しみ」を与える一方、「高札場並びに高札の取扱いに見られた厳肅さ」は「神聖侵すべからざる場所」との考えや「法に対する畏怖心」を抱かせ、結果的に「遵法精神の涵養に貢献した」という⁸³⁾。

明治の最初期においては未だこうした「高札」の伝統が残存していたが、やがて「明治六年前後の中央集権的国家機構の建設過程」において「法を理解する人民像」が必要とされるようになり⁽⁸⁾、国家の法令を理解し自主的に遵守することができると知的能力の育成が期待されていくのである。統治姿勢の「抛ラシムベシ、知ラシムベカラズ」から「知ラシムベシ、抛ラシムベシ」への転換である。

初代文部大輔として「学制」への地ならしをし、左院副議長として「学制」制定を支持し、明治五年四月二五日司法卿となった江藤新平は、同年一月二八日には司法省達第四六号によって主体的人民観を打ち出していく。この達は、太政官布告や諸省布達に反するような行政をする地方官や戸長がいた場合、「各人民」が地方裁判所や司法省裁判所へ訴訟することなどを認めるものである。訴訟ができるためには、布告や布達の内容を人民が承知していなければならなかった。しかし「学制」前文は、こういう統治姿勢の転換に呼応するものではまっただくなかった。

もちろん「公布」ということについては、情報伝達システムが未発達で「公布」すること自体が難しかったことも関係している。ようやく明治六年二月二四日になって（太政官布告第六八号）、布告の「発令」ごとに「人民熟知」のため凡そ三〇日間便宜の地において「揭示」し、従来の「高札」は「取除」くことが達せられた。因みにこの措置によってキリスト教禁止の「高札」が撤去され、結果としてキリスト教は黙認されることになったのである。さらに六月一四日には（太政官布告第二二三号）、各府県への布告到達の日限が距離に応じて決められ（東京は翌日、鹿児島一七日、宮崎県二二日）、到達後三〇日間の「揭示ノ後ハ管下一般ニ之ヲ知り得タル事ト看做候」とされた。こうして「公布」の概念が形成されていったのである。

従って「学制」の場合は未だ「公布」ではなく、「凡全国一般ニ布告スル制度條例ニ係ル事件及ヒ 勅旨特例等ノ事 件ハ太政官ヨリ之ヲ発令ス」（明治四年七月二九日、太政官第三八六号「正院事務章程」）によって「発令」されたこ

となるので、本稿では「発令」あるいは「制定」という用語を使ってきた。「学制」は「公布」ではなく未だ「発令」であったという点に、「学制」が本来持つべきであった教育史的意義、つまり「公布」された法令を読んで理解できる人間をこれから育成していくという意義が存在していたのである。

以上のような訳で、近代国家の出発点において新政府が語るべき公式教育理念としての「学制」前文は非常に不十分なものであり、欠けるところが多かった。その前文において、自立的・独立的な思考のできる人間の育成が語られていたとはとても考えられない。けれども、そのように理解する研究書もある。

例えばハーヴァード大学の日本史研究者A・ゴードンによる「学制」紹介では、政府は、学校とは「実用的学習 (practical learning)」だけではなく「自立的思考 (independent thinking)」を奨励するところであると宣言したのであり、そして人々はこの手段によって「国家に仕えるための自分たち自身の道」(their own way to serve the State)を見つけてようとしたのであると解説されている⁽³⁹⁾。

「学制」前文はしきりに「国家のための学問」を否定していたにもかかわらず、前文が説く立身・治産・昌業を「国家に仕える」ことに直結させているのはどういう考え方によるのか興味深いところである。そして同時にまた「自立的な思考」というのが前文のどこから導き出されてきたのかも、気になる。

ゴードンの書にはその理由の記述がないので分からないが、別の研究書では以下のような説明を見つけることができる。

イサオ・ニシハラは、「学制」前文の精神として「功利主義 (utilitarianism)」「自己決定ないし独立独行 (self-determination or self-reliance)」「国民教育楽観主義 (optimism about national education)」の三点を指摘している⁽⁴⁰⁾。そのうちの「自己決定」「独立独行」の精神は、「前文では」学問は個人々人をその人生において自立的にさせるものと

見なされている」⁽⁸⁶⁾ということが根拠となっている。前文のどこにそのような意味の文章があるのか。その根拠として挙げられているのは、*“people in general leaving all else aside must make every effort to apply themselves to learning”*である⁽⁸⁷⁾。そう言えは倉澤剛もこの個所について、「学費を官にたよるようでは自主独立の学風はそだたない。自ら奮って学問につく心がまをここで強調している」と説明していた⁽⁸⁸⁾。

この該当箇所は、第二節で問題⑥として取り上げた前文末尾の但書中「一般ノ人民他事ヲ抛チ自ラ奮テ必ス学ニ従事セシムヘキ様心得ヘキ事」である。実はこの文章も非常に読み取りにくく、次のように誤読してしまう恐れがある。

- ① 一般の人民は、自分の子どもが他事を抛ち自ら奮って必ず就学するようにしなければならない。
- ② 一般の人民は他事を抛ち、自分の子どもが自ら奮って必ず就学するようにしなければならない。
- ③ 一般の人民は他事を抛ち自ら奮って、必ず就学するようにしなければならない。

ニシハラの前記英文は菊池大麓の訳文を使っているが、「人民一般」自身が「他事ヲ抛チ自ラ奮テ」学問に専心すべきであると訳しており、倉澤剛もそのように記していた。しかしそれは誤読の③である。「必ス学ニ従事セシムヘキ様心得ヘキ事」につながる文脈を考えれば、①も②もやはり誤読である。人民一般は「他事ヲ抛チ自ラ奮テ」自分の子どもを就学させるようにすべきだと二重に命じられているのである。命令文が「自己決定」「独立独行」の精神の根拠にはなりえない。吉田熊次は、「すべての人は、自発的に、その子どもの教育を何事にも優先させるものとする」(every man shall, of his own accord, subordinate all other matter to the education of his children)と適切に訳してこゝ、ここでも原文に忠実である。但書にはこれ以外にも大きな問題があったので、既述のように文部省は但書全体を削除して英訳していた。

「学制」前文から強いて「独立独行」に関する語句を探せば、冒頭の「自ラ其身ヲ立テ」になるかも知れない。し

かしすぐ後に治産・昌業が続いているので、どうしても経済的な意味にしか取れない。「学制」前文は、本来は国民の「自立的思考」を奨励すべきであったけれども、決してそうはしなかったのである。

その代わり「学制」前文は、〈国家の為の教育〉そして〈教育費の国家依存〉を二度にわたって否定するために、〈私的利益のための教育〉を強調したのである。小松周吉は早くに、明治五年九月二八日の第一大学区第一番中学学長の生徒への「揭示文」（文部省布達・番外）を取り上げ、「一種の投資事業であるとする特異なる学校観」であると指摘していた⁸⁹。同揭示文は、品物を買うには代価を払わなくては「私有品」とはならず、「私有品」とならなくてはそれを売却することもできないのと同じように、「教育」もまた同じで生徒が価値を払わずに「其財本ヲ私有シテ可ナランヤ是受業料ノアル所以ナリ」との論を展開していたのである。

「学制」前文が述べる「学問ハ身ヲ立ルノ財本」は、「自分自身を向上させるための資本」(the capital for raising one's self) (菊池大麓)とか、「人生の成功への鍵」(the key to success in life) (吉田熊次)と訳され、確かに字義通りの教育投資論の主張であった。

未だに競争主義・新自由主義の教育政策が幅を利かす現代は、「学制」前文の呪縛からほとんど抜け出せていない。あるいは、日本の国際的批判が高まっていた一九三七（昭和一二）年に指摘されたように、「功利主義」（しかし公共福祉という観点は欠いた）は「現在」においてもなお日本教育の「本質」であるがゆえに、そこから抜け出すことは出来ないであろうか。

まとめ

本稿においては、「学制」を準備した学制取調掛のメンバーが、なぜ自分たちの仕事に関する記録をあまり残さなかったのかという疑問から出発して、主として以下の四点について論じた。

一 学制取調掛のメンバーによる「学制」起草に関する具体的記録として現在までのところ唯一の史料である瓜生寅の漢詩（任命時および辞任時の二篇）によれば、学制取調掛が責任感をもってグループとしてまとまりのある仕事をほとんどしなかったこと、当初の（国家的利益のための教育）という理念が最終的には（私的利益のための教育）という理念に転換されたことに対して、瓜生は大きな不満を抱いていた。もし学制取調掛の状況が漢詩に描かれていた通りであったとすれば、彼らが「学制」について多くを語らなかつた理由がよく分かる。

二 従って「学制」には条文上の齟齬・不統一が数多く含まれていただけではなく、「必ス邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」という有名な句を持つその前文にも、従来の研究で指摘されてこなかつたけれども、実は多くの文言上および内容上の問題が存在していた。

三 「学制」前文の文章上・内容上の諸問題は、英訳された前文を検討することによって、より明らかとなる。当時の文部省自体、前文の英訳には非常に苦労していたと推測できる。

四 明治新政府は〈学費を国家に依存するな〉ということを強調するために、「学制」前文で〈私的利益のための教育〉という考えを打ち出した。そのために本来なら前文で主張すべきであったにもかかわらず、主張できなくなった諸理念があった。第一は、公共利益のための教育である。「学制」条文での教育費負担の原則は、学区負担つまり公共

負担であった。第二は、全国的・画一的教育制度の必要性である。そのような制度を「学制」条文は計画していたのである。第三は、法令を理解して新国家を積極的に支えることができる人間の育成である。そのことこそが、法治国家を構築するうえでの教育面からの任務であった。

注

- (1) 大槻文彦『箕作麟祥君伝』一九〇七年。『明治後期産業発達史資料』第七三二巻、龍溪書舎、二〇〇四年、七頁、五三頁。
- (2) 日本史籍協会編『百官履歴・二』一九二八年、東京大学出版会覆刻、一九七三年、五二六頁。
- (3) 平田祥彦『唱歌』『奏楽』の教科目が『学制章程』成案に盛り込まれた時期の特定『音楽教育史研究』第二二号、二〇〇九年。
- (4) 山口梧郎『長谷川泰先生小伝』一九三五年、大空社伝記叢書、一九九四年。
- (5) 澤大洋「文部官吏河津祐之の人間と政治思想の形成」『東海大学紀要（政治経済学部）』第二五号、一九九三年。
- (6) 『新潟県大百科事典・下』（新潟日報事業社、一九七七年）、『新潟県人物・人材情報リスト2009』（日外アンシェルト、二〇〇八年）。『越佐維新志士事略』（越佐徴古館、一九二二年）、『新潟県人名辞書』（同編纂事務所、一九四一年）、牧田利平編『越佐人物誌』（野島出版、一九七二年）では、「文部省中督学」しか関連記述はない。茶話主人『維新後に於ける名士の逸談』（交友館、一八九九年）などにも、法学者・判事としての紹介はあるが学制取調掛としてはない。なお「訥」の読みには「おそし」「とつ」の説もあるが、西潟の大木喬任宛の書簡（明治

- 三年六月一七日付、明治四年五月七日付)では「いたる」と書かれている(佐々木隆「大木喬任関係文書」所収 司法・檢察関係者書翰翻刻)『参考書誌研究』第六六号、二〇〇七年三月、三九頁、四〇頁)。
- (7) 前掲『百官履歴・二』五二九頁。
- (8) 秋元信英「内田正雄の履歴と史料」『国学院短期大学紀要』第二二号、二〇〇四年三月。
- (9) 安部季雄編『男爵辻新次翁』一九四〇年、大空社伝記叢書、一九八七年、一二二頁。
- (10) 関口直佑「明治初年の文部行政と辻新次」早稲田大学社会科学研究所『社会学研論集』第一四号、二〇〇九年九月。
- (11) 前掲『男爵辻新次翁』三三六頁。なお、海外留学生・神官僧侶学校・学科卒業證書に関する「学制二編」の布達は、明治六年三月一八日。
- (12) 国民教育奨励会『教育五十年史』一九二二年、三四頁〜三五頁。
- (13) 倉澤剛『学制の研究』(講談社、一九七三年)では、文部省・司法省・外務省などの文書、外国学制の翻訳、規則書の取寄せ、調査員の派遣などから、「学制」が大いに外国学制を参考にしたことが論証されている(三四二〜三六八頁)。
- (14) 寺崎昌男「学制・教育令と外国教育法の摂取」日本教育法学会編『講座 教育法7』(世界と日本の教育法) 総合労働研究所、一九八〇年、一四三頁。
- (15) 川本亨二「明治維新期の科学啓蒙と『学制』」日本大学教育学会『教育学雑誌』第二八号、一九九四年。
- (16) 中島市三郎「学制の内容と制定の動機に就て—吉田博士の説を駁す」『教育学術界』第六〇巻第二号、一九二九年一月。

- (17) 倉澤剛、前掲『学制の研究』四〇四頁。
- (18) 他にも「学制五篇ヲ草シテ上ル」（国立公文書館蔵『皇太子御成婚贈位内申事蹟書二十三』大正一三年）や、外国模倣でないことを意識的に強調している次のような顕彰文がある。「明治五年文部少丞二任ジ侍読ヲ兼ヌ未ダ佛國學制ノ翻訳セラレザルニ先立チ広瀬淡窓ノ咸宜園ヲ根抵トシテ新時代ニ最モ適応スル新進ノ『学制五篇』ヲ草シテ之ヲ上ル今日ノ学制主トシテ之ニ拠ツテ成ル」 「学制々定ノ功ハ実ニ三洲ニヨリ之ガ実践大半ノ功モマタ三洲ニ依ルト云フベシ」（国立公文書館蔵『昭和大礼贈位書類第七冊』）。
- (19) 中島のこの論考は副題が示すように、「学制の制定に関する動機に就ては、未だ確実なる資料を得ないのであるが、其の内容は主として仏蘭西の制度に拠つたものであることは明白である」とする吉田熊次『本邦教育史概説』（目黒書店、一九二二年）への反論である。しかし同じ『教育学術界』の第五五卷第二号（一九二七年五月）に原田実「『学制』創生に就いての一考察」が掲載され、「皇国主義の精神」が消え「誓文五条の精神」に基づく「開化主義」の「欧米模倣の教育法令」が生まれた経緯が考察されていた。中島はこちらは読まなかったであろうか。
- (20) 古川哲史『広瀬淡窓』思文閣、一九七二年、三〇頁～三二頁。
- (21) 佐村八郎『増訂 国書解題・下』六合館、一九二六年、二〇八二頁。
- (22) 長壽吉は『概観西洋通史』（一九四〇年）『近世欧州史研究』（一九四四年）『英国婦人政権運動史』（一九四七年）などの著書がある西洋史学者で、関東大震災（一九二三年）当時は学習院教授であった。『東西南北人』（第一書房、一九三六年）の中の「学制由来」では、「学制起草に多く関係した私の父が、咸宜園塾出身者であることだけは確かである」とトーンダウンされている（四三頁～四四頁）。
- (23) 中島三夫『長三洲』個人発行、一九七九年、一三五頁。なお同書「あとがき」によれば、「学制八十年史」『学

制百年史」という大著中にも広瀬淡窓や咸宜園の文字がないことに発憤し執筆を期したという。

(24) 井上義巳『広瀬淡窓』吉川弘文館、一九八七年、二四八頁。

(25) 倉澤剛、前掲『学制の研究』四〇六頁。長には、明治四年一〇月ころと推測される大木文部卿宛の「学制改革要項(仮題)」が残されていることも重要な理由となっている(同書、三七九頁)。

なお「学制」の条文を各項目ごとに整理再構成した長冰編輯『学制一覽』について、編者の長冰は長茨の実弟で文部省出仕、編纂時期は明治六年三月一八日から二八日の間であることが明らかにされている(内海崎貴子・安藤隆弘「『学制一覽』に関する研究」『川村学園女子大学研究紀要』第一四卷一、二〇〇三年)。同様の先行研究である多田建次「長冰編輯『学制一覽』」(玉川大学文学部紀要『論叢』第二八号、一九八七年)によれば、「学制」起草者が長茨一人であったか否かはともかく、長がその作業に深く関係したであろうことは「なによりもこの小冊子の存在が雄弁にものがたっている」という。しかし長の実弟が職務として編集した小冊子が存在するからといって、なぜそう言えるのか不明である。

(26) 中島三夫編著『三洲長茨著作選集』中央公論事業出版、二〇〇三年、二六頁。

(27) 同前書、二七頁。

(28) 同前書、一四二頁。

(29) なお『三洲長茨著作選集』には、「学制の細則に関する専門的な質疑・検討の跡を示す」明治五年大木喬任文部卿宛書簡(国会図書館所蔵「大木喬任文書」分類番号2584)も収録されていて(一四二頁〜一四三頁)、「その内容と迫力は胸を打つものがある」(二七頁)という。しかし内容は、文部省編輯寮(明治四年九月一八日〜明治五年九月一三日)の事務に関するものである。倉澤剛『学制の研究』では、明治四年九月下旬から一〇月上旬にか

けてのものと考証されている（七〇八頁～七〇九頁）。

- (30) 瓜生寅 『梅村枯葉集』写本（福井大学所蔵）の巻末付属資料。「履歴」の末尾に「以上自筆」とある。
- (31) 山下英一 『グリフィスと日本』近代文藝社、一九九五年、三〇五頁～三〇七頁。
- (32) 前掲『学制の研究』三九一頁。
- (33) 伊藤弥彦編 『日本近代教育史再考』昭和堂、一九八六年、四二頁。
- (34) 山下英一、前掲書、三〇八頁。
- (35) 『縮印百納本二十四史新唐書』商務印書館、発行年記載なし、一三九四頁。
- (36) 鈴木寅雄訳注 『杜甫全詩集②』日本図書センター、一九七八年、三六五頁～三六六頁、鎌田正・米山寅太郎『漢詩名句辞典』大修館書店、一九八〇年、一一一頁～一一二頁、参照。
- (37) 瓜生の漢詩二編に関しては、本学法学部の林宏作教授から多くの教示を得た。なお同教授によれば、意味の通じない箇所もあるが、何よりも押韻および平仄といった漢詩の基本原則という点で大きな問題があるという。
- (38) 教育史編纂会 『明治以降教育制度発達史①』龍吟社、一九三八年、二七六頁。
- (39) Ronald S. Anderson, *Education in Japan, A Century of Modern Development*, U.S. Department of Health, Education, and Welfare, 1975, p.21.
- (40) Herbert Passin, *Society and Education in Japan*, Teachers College-Columbia University, 1965, pp.209-210.
- (41) 実際、ヘンリー・ダイアラーの英訳は非常に簡潔で分かりやすい。Henry Dyer, *Dai Nippon-the Britain of the East*, Blackie & Son, 1904, pp.82-83.
- (42) Japanese Education-The Official Decree, *The New-York Times*, Mar. 15, 1873, p.9.

- (43) 明治五年二月二八日、司法省達第四六号中の「各人民」の割注にも、「華士族卒平民ヲ併セ称ス」とある。
- (44) Henry Dyer, *ibid*, 1904, p.82.
- (45) Kikuti Dairoku, *Japanese Education-lectures delivered in the University of London*, John Murray, 1909, p.68.
- (46) Nitobe and others, *Western Influences in Modern Japan*, The University of Chicago Press, 1931, p.34.
- (47) Japanese Department of Education, *An Outline History of Japanese Education-Prepared for the Philadelphia International Exhibition*, D.Appleton, 1876, p.124.
- (48) Progress in Japan, *The New-York Times*, Apr. 2, 1873, p.4.
- (49) 石川松太郎編『往来物分類目録並に解題・一』東京法令出版、一九八六年、六頁。
- (50) 河田敦子編著・加藤時男翻刻『幕末明治の女性 内藤ますの生涯とその教養形成過程』お茶の水女子大学グローバルCOEプログラム「格差センシティブな人間発達科学の創成」、二〇一〇年三月。「伊藤ます」は、山梨県女子教育の先駆者。
- (51) Brian Platt, *Burning and Building—Schooling and State Formation in Japan, 1750-1890*, Harvard University Asia Center, 2004, p.134, p.290. 後者に関する指摘は、Timothy Mitchell, *Colonizing Egypt* (New York University Press, 1989) に基づく。
- (52) Japan, *Blackwood's Edinburgh Magazine*, Sep. 1872, p.382. 上の論記は *The Times*, Sep. 5, 1872, p.8 に転載。
- (53) Education in the East, *The New-York Times*, May 25, 1875.
- (54) The old education, *The Japan Weekly Magazine*, Jan.10, 1874, p.21.

- (55) Female education, *The Japan Weekly Magazine*, Feb. 7, 1874, p.100. 無署名のこれらの評論がグリフィスのものであると判断できる理由については、前掲拙稿「外国人から見た『学制』（明治五年）」参照。
- (56) リチャード・ルビンジャー、川村肇訳『日本人のリテラシー』柏書房、二〇〇八年、二二八頁。
- (57) 吉田の訳の忠実さは、この言葉に続く「動モスレハ国家ノ為ニスト唱へ」を、“were apt to claim it to be for the state”と、「動モスレハ」まで訳していることにも現れていた。なお 前掲 Herbert Passin の著書の史料集の「学制」には、吉田訳が使用されている。
- (58) 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、一九六二年、五六頁。
- (59) 倉澤剛『小学校の歴史・Ⅰ』ジャパンライブラリービューロー、一九六三年、二二六七頁。
- (60) 倉澤剛『学制の研究』講談社、一九七三年、四五三頁。
- (61) 井上久雄『学制論考』風間書房、一九六三年、一六五頁～一六六頁。
- (62) 同前書、一六三頁。
- (63) 同前書、一六四頁。
- (64) 倉澤剛、前掲『学制の研究』四三一頁。
- (65) 同前書、四五八頁。
- (66) 尾形利雄「明治初期国民教育理念に関する考察―「学制」制定の思想的背景」上智大学『ソフィア』第二〇巻第三号、一九七一年一月、一八頁～一九頁。
- (67) Japan, *The New-York Times*, Dec. 6, 1873, p.3. その “the that wandereth out of the way of understanding shall remain in the congregation of the dead”に相当する儒教の格言を見つげるのは難しいが、似た意味内容の事例に

は以下のようなものがある。「学ばざれば牆〔垣・屏〕に面す」〔書経〕周官「学べば則ち固ならず」〔論語〕学而「人にして学ばざれば憂い無しと雖も禽たるを如何せん」〔揚雄〕法言「学行」「学は人と為る所以を学ぶ」〔張載〕張子語録〔中〕など。

(68) Hoge L. Keenleyside & A.F. Thomas, *History of Japanese Education and Present Educational System*, The Hokuseido Press, 1937, p.87.

(69) Herbert Passin, *ibid*, p.69, p.210.

(70) 荒井明夫編『近代日本黎明期における「就学告諭」の研究』東信堂、二〇〇八年。

(71) そういう「進化の概念」から「学制」を評価すれば、その実施結果は一勝（親や子の反就学は功利主義的行動）一敗（画一性は功利主義に反し問題）一引分（西洋偏重教育内容は「実学」を誤解したものの責任で「学制」の責任ではない）ということになる。「学制」は「失敗」したのではなく「見込みの有った政策」であった（角谷昌則「学制再考―近代科学主義の実験場としての学制改革―東京大学教育学研究科教育学研究室『研究室紀要』二九号、二〇〇三年六月）。ただ一勝一敗一引分けという結果であるにもかかわらず、なぜ「論理的・一貫性」が保たれるのか疑問が残る。

(72) 森田尚人「伊澤修二の『進化原論』と『教育学』を読む―明治初期教育学と進化論―滋賀大学『彦根論叢』第三八三号、二〇一〇年三月）参照。「学制」を当時の「世界的な同時代性」において読むことの重要性が強調されている。

(73) 「静岡県在留ノ米国教師ヨリ文部省へ建白セシ概略」『新聞雑誌』第六八号、明治五年一月、二葉〜四葉。全文が吉野作造によって紹介されているので（注74）、引用はそれによる。

- (74) 吉野作造「静岡学校の教師クラーク先生」『新旧時代』一九二七年二月号。
- (75) 金子忠史「グリフィスと日本 その一」『京都大学教育学部紀要』一九六六年三月。
- (76) 小松周吉「明治絶対主義の教育精神―学制を中心としてみたその成立過程」『教育学研究』第一九卷第二号、一九五二年五月。小松周吉「明治五年「学制」における進歩性とその限界」『金沢大学教育学部紀要』（第一卷第一号、一九五二年一月）でも、教育内容の革新性と教育行政の極端なる中央集権性という矛盾に「学制」の進歩性の限界があると論じられていて、中央集権制が「封建的」であるという。
- (77) 以上、天野知恵子『子どもと学校の世紀』岩波書店、二〇〇七年、一〇三頁～一〇五頁。
- (78) Brian Platt, *ibid.*, p.133.
- (79) 石戸谷哲夫『日本教員史研究』講談社、一九七二年、一六頁。
- (80) このことに関し、森田智幸氏（東京大学大学院教育学研究科）から、岩谷十郎「明治太政官期法令の世界」（国立国会図書館調査及び立法考査局『調査資料 2006-1』）「日本法令索引（明治前期編）データベース利用のために」解説）の存在とともに教示を受けた。
- (81) 中村直勝『日本古文書学・上』角川書店、一九七一年、七一―八頁。
- (82) 瀬田勝哉「神判と検断」『日本の社会史』⑤ 岩波書店、一九八七年、六三頁。
- (83) 服藤弘司「高札の意義」『金沢大学法文学部論集・法経篇』第一〇号、一九六二年、三三頁～三四頁。
- (84) 岡田昭夫「明治法令伝達考（4）」『東京医科大学紀要』二八号、二〇〇二年、三五頁。
- (85) Andrew Gordon, *A Modern History of Japan*, 2. edition, Oxford University Press, 2009, p.67.
- (86) Isao Nishihara, *Western Influences on the Modernization of Japanese Education, 1868-1912*, The Ohio State

University, 1972, p.137.

- (87) Isao Nishihara, *ibid*, p.127. なお同書には、“teragoya” (寺子屋) “Ishibokura” (石黒子(爵)) “Tsumeo Tora” (瓜生寅) といった誤表記の他、初等学校が六年制で下級小学・上級小学がそれぞれ三年制 (*ibid*, p.154) であるとか、神官僧侶学校が神官僧侶の「養成 (training)」所 (*ibid*, p.159) であるとするなど、「学制」に関する基本的情報の間違ひがある (尋常小学は八年制、神官僧侶学校は神官僧侶による学校)。
- (88) 倉澤剛『小学校の歴史・I』ジャパンライブラリービューロー、一九六三年、二六七頁。『学制の研究』四五三頁。
- (89) 小松周吉、前掲「明治絶対主義の教育精神」。